

令和5年度

白鷹町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会



令和5年度白鷹町社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

わが国は、少子高齢化が急速に進んだ結果、人口減少に転じています。2025年までに団塊の世代が75歳以上になり、超高齢社会を迎えます。少子化や人口減少への対応をしていく中で、地域・家庭においてお互いが支え合う基盤や人とのつながりの希薄化が進行する中で、新たなつながりを構築していくことが必要となっています。一朝一夕には解決することはできない課題ではありますが、全地方自治体が取り組んでいかなければならない重要な課題であります。

社会福祉協議会においても、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員をはじめ福祉関係者の協力を得ながら、地域福祉の推進や子育て支援に対応し、各種の事業を通じ支え合う地域づくりに取り組んでまいります。令和5年度の新規事業として、児童発達支援センターにこつとを4月から開設いたします。支援が必要な子どもやその保護者のサポートを行い、子育て支援の拡充・強化に取り組んでまいります。

町内の5つの社会福祉法人によって組織された白鷹町社会福祉法人連絡協議会においては、各法人が連携・協働し、地域貢献活動に取り組んでまいります。

ふれあいサロンにつきましては、地域における高齢者の交流の場として、ボランティアの皆さんの協力によりそれぞれ工夫を凝らした運営を行っており、継続してサロン活動を支援してまいります。

居宅介護支援事業及び訪問介護事業につきましては、介護保険制度におけるサービス提供が円滑に実施できるよう取り組むとともに、経営的な視点にも留意して事業運営に取り組めます。

八乙女げんき塾の運営につきましては、これまでの午前中だけの利用から一日利用に見直しするほか、利用回数を隔週から毎週への利用に変更するなど利用者のニーズに対応してまいります。

子育て支援事業につきましては、さくらの保育園、ひがしね保育園の運営、子育て支援センター及び放課後児童クラブの運営を行い、子育て世代のサポートに対応してまいります。新たに取り組む児童発達支援センター事業につきましても、障がいの内容等に適した個別の支援を行ってまいります。

生活困窮者への支援については、生活の自立を図るため、町をはじめ関係機関と連携し、その人の状況に応じた対応を行ってまいります。

Ⅱ 事業概要

1. 社会福祉法人の運営・管理

項目	内容
(1) 法人運営会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○理事会 年2回～4回開催 業務執行に関する意思決定機関 ○評議員会 年2回～3回開催 法人運営の議決機関 (決議事項：定款の変更、理事・監事の選任、解任、予算・事業計画の承認、決算・事業報告の承認等) ○監査会 理事の職務・計算書類に関する監査 ○三役会 随時開催 理事会、評議員会への上程議案等について審議
(2) 委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○評議員選任・解任委員会 随時開催 ○苦情解決第三者委員会 年1回 ○上記以外の委員会等 適時
(3) 福祉推進員の委嘱 及び社会福祉事業推進	<p>区長・町内長の皆様に福祉推進員を委嘱し、地域における見守り支援のネットワークの構築や日常生活への支援を推進する。また、福祉推進員及び地域の役員等との連携を図り、地域における福祉課題などを話し合い、課題解決に取り組む。</p> <p>◇ 福祉推進員（区長 25 名・町内長 104 名）</p>
(4) 社会福祉法人連絡協議会の開催	<p>町内の社会福祉法人の連携を図り、地域生活課題について、解決するための支援策を連携し、協働で解決に努める。</p>
(5) 会費納入の協力依頼	<p>地域福祉の推進を図るために、各世帯に会費の協力をお願いするとともに、目的に賛同する方に賛助会費の協力をお願いしながら自主財源確保に努める。</p> <p>◇ 【普通会員】町内全世帯 一世帯：年間 1,200 円</p> <p>◇ 【賛助会費】個人、団体、法人、施設 他 一口：1,000 円</p>
(6) 善意銀行の運営	<p>住民からの寄附金や物品、奉仕活動の預託と払出を行い、必要とする方への支援を行う。</p> <p>◇ 預託・払出業務（随時適切に運営）</p> <p>◇ 広報誌、ホームページを活用した周知</p>

2. 生活支援に関わる事業

項目	内容
(1)生活相談所の開設 (弁護士相談)	<p>住民福祉の向上を図るため生活相談所を設置し、弁護士による法律相談を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 相談日 第1水曜日(祝祭日の場合は翌週) ◇ 場所 老人福祉センター <p>※弁護士相談以外の相談は、随時社協窓口で対応する。</p>
(2)罹災世帯の援助	<p>火災、その他災害等に遭われた世帯への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全焼・全壊等 1万円 ◇ 半焼・半壊等 5千円
(3)ひとり親家庭支援	<p>ひとり親家庭の家計負担の軽減を図るため、食糧の支援を行う。</p>
(4)たすけあい資金貸付事業	<p>低所得世帯に対し、緊急に必要な資金の貸付を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸付限度額5万円 (但し、連帯保証人がいる場合は10万円まで貸付可能)
(5)生活福祉資金貸付事業 (県社協委託事業)	<p>低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯の自立構成を図るため、資金貸付を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合支援資金(生活支援費、住宅入居費等) ◇ 福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ◇ 教育支援資金(教育費、就学支度費) ◇ 不動産担保型生活資金 (低所得高齢者、要保護高齢者世帯向け) <p>※貸付フォローアップ事業 支援員を配置し特例貸付(新型コロナウイルス感染症における貸付対応)の償還支援を行う。</p>
(6)日常生活自立支援事業 (県社協委託事業)	<p>高齢者や障がい者の日常における福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基幹的社協の運営 ◇ 生活支援員の配置 <p>本人の常態に合わせ、関係機関と連携し成年後見制度につなげていく。</p>
(7)生活困窮者自立支援事業 の推進 (県委託事業) 小国町・飯豊町社協共同体	<p>生活困窮者の経済的な困窮状態の脱却に限らず、本人の状態に合わせた自立支援プランを共に考え、社会参加に向け包括的、継続的な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員(兼務)を配置 ◇ 支援調整会議の開催(随時) ◇ 支援会議…関係機関との連携強化(年2回) ◇ 就労体験事業…就労準備支援事業と連携し就労の体験の場を提供する。

3. 住民が共にたすけあい、支えあう活動促進事業

項目	内容
(1)ふれあいサロン事業の推進	<p>閉じこもりがちな高齢者に集いの場を提供し、高齢者の孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図る。また、健康の維持等を推進するため、保健師派遣を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 町内27ヵ所開設 ◇ ふれあいサロンの情報交換会
(2)民生委員・児童委員活動の支援	<p>地域の福祉を推進していくため、情報収集や提供、相談、援助等の活動に支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 福祉カルテの作成 ◇ 地域での見守り、相談事業の推進
(3)地域住民福祉活動推進（福祉バス運行）	<p>福祉バス利用による、それぞれの活動の支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お出かけサロンの支援 ◇ 福祉団体等の活動支援 ◇ ボランティアの活動支援
(4)車いすの貸出事業	<p>歩行が難しい方等を支援するため、車いすの貸出を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸出期間 6カ月以内 ◇ 利用料金 無料
(5)福祉用品の貸付事業	<p>シルバーポーズ、ビーンボウリング、ワナゲ等の福祉用品の貸し出しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貸出期間 利用する期間 ◇ 利用料金 無料
(6)戦没者追悼式の運営（町委託事業）	<p>戦没者を追悼し、平和を祈念する事業の実施をする。</p>

4. ボランティアの活性化に関する事業と福祉教育の推進

項目	内容
(1) ボランティアセンターの運営	<p>ボランティアを希望する方の相談や活動場所の紹介などボランティアに関することについて支援する。</p> <p>◇ 相談と紹介 ◇ ボランティアコーディネート業務 ◇ 情報収集と提供 ◇ ボランティア保険等の加入促進 ◇ 研修会の実施 ◇ 除排雪資機材の貸出 等</p>
(2) ボランティア活動推進事業	<p>住民が自主的に取り組むことができるボランティア活動を推進する。</p> <p>◇ 古切手と葉書の書き損じの回収 ◇ 災害義援金への寄付（県共同募金会に送金）</p>
(3) 見守りサービスの推進	<p>低所得で、見守りが必要な高齢者等に、お弁当を届けながら週1回の安否確認を実施する。</p> <p>◇ 利用者負担 200円 ◇ 対象世帯 支援が必要な高齢者等 ◇ ボランティア 4名</p>
(4) 傾聴ボランティア「ひまわり」の活動推進	<p>高齢者の心の不安や想いに心を傾ける活動を支援する。</p> <p>◇ 利用者負担 無料 ◇ 活動場所 在宅、特別養護老人ホーム ◇ ボランティア 12名</p>
(5) ボランティア活動の推進	<p>福祉教育に取り組む実践校として、小学校4校を指定し、その活動を支援する。</p>
	<p>ボランティア活動に取り組む実践校として、白鷹中学校、荒砥高等学校を指定し、その活動を支援する。</p>
	<p>ボランティア活動に取り組む実践校として白鷹高等専修学校を指定し、その活動を支援する。</p>
	<p>地域コミュニティを活かした、ボランティアグループの活動を支援する。</p>
(5) 地域ボランティアグループ活動の支援	<p>西高玉地区において、地域住民の有志による「さくらボランティア」が発足した。地域のニーズに応じたボランティア活動を計画しており、その活動を支援する。</p>

5. 災害対応力の向上

項目	内容
(1) 災害ボランティアセンター設置・運営	<p>町の防災計画に基づき、災害発生時に備えたセンターの設置・運営が円滑に実施できるように訓練を行う。</p> <p>◇ 設置・運営訓練の実施 ◇ 設置・運営に向けた研修会 ◇ 町総合防災訓練への参加 ◇ 資機材等の整備</p>

6. 介護保険制度・障害者総合支援法による事業所運営

項目	内容
(1)居宅介護支援事業	介護認定を受けた方に対し、現在の生活状態が維持向上していけるようサービス提供関係機関と連携を取り、必要な相談支援を行う。
(2)訪問介護事業	介護認定を受け訪問介護サービスを希望される方へ、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。
(3)障害福祉サービス事業	障害福祉サービス受給者に対して、生活援助、身体介護等のサービスを提供する。

7. 介護予防等事業の実施

項目	内容
(1)介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービスA (八乙女げんき塾) (町委託事業)	介護保険に該当しない方を対象に、閉じこもりの防止を図り、健康づくり等の事業を行うことで、高齢者の自立した生活を支援する。 ◇ 開催日 月曜日～金曜日 (祝日、お盆期間 13日～17日及び年末年始 休暇日を除く) ◇ 移動 送迎あり

8. 子育て支援に関わる事業

項目	内容
(1)保育園経営	健やかで、心豊かな子どもの育成等を支援するとともに、インクルーシブ保育を進めていきます。ひがしね保育園には、障がい児を受け入れたもも組を継続して設置する。 ※開園時間 7時から19時まで さくらの保育園 ◇ 入所定員 150名 ひがしね保育園 ◇ 入所定員 60名
(2)子育て支援センターの管理運営 (町指定管理事業)	子どもたちの成長を地域で支え合うとともに、保護者の子育ての支援を行う。 ◇ 事業内容 ①遊び広場の開催 ②育児相談、育児講座の開催 ③ファミリーサポートセンターの運営 ④ふれあい交流事業 ⑤子育て相談や情報交換の場の提供 ⑥地域に根ざした子育て支援活動の展開 ◇ 開館時間 9時30分～15時30分まで ※休館は、土曜及び12月31日から1月3日までとする。
(3)放課後児童健全育成事業 (町委託事業)	小学校に通う児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成に努める。 ◇ 施設 鮎っ子クラブ 蚕桑っ子クラブ 東根っ子クラブ ◇ 利用時間 ①平日：下校時～19時 ②土曜、長期休暇、学校代休日：7時～19時

<p>(4)チャイルドシート等の貸出事業</p>	<p>出産等で一時帰郷した方や子育て中で緊急性が高い世帯に対し、チャイルドシート、ジュニアシートの貸出しを実施する。</p> <p>◇ 貸出条件 ① 白鷹町民（一時帰郷者等を含む。） ② 使用者(運転者)が普通自動車免許を有する者 ③ 使用自動車に貸出用具が装着可能であること</p> <p>◇ 利用料 無料</p> <p>◇ 申込場所 さくらの保育園、ひがしね保育園、子育て支援センター</p>
<p>(5)児童発達支援センターの開設 新規</p>	<p>①児童発達支援事業 心身の発達が気になる子が安心して日常生活を送るために個別支援計画に基づき、支援を行う。</p> <p>◇ 対象児 未就学児</p> <p>◇ 営業日 月曜日～金曜日</p> <p>◇ 休日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3</p> <p>◇ 営業時間 8：30～17：30</p> <p>◇ サービス提供時間 9：00～15：00</p> <p>◇ 定員 10名</p> <p>②放課後等デイサービス事業 障がいのある児童等を対象に、学校の授業終了後からサービス提供時間帯に支援の提供を行う。個別支援計画に基づき、支援を行う。</p> <p>◇ 対象児 小学1年生～18歳</p> <p>◇ 営業日 月曜日～金曜日</p> <p>◇ 休日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3</p> <p>◇ 営業時間 9：00～18：00</p> <p>◇ サービス提供時間 学校下校時～17：30</p> <p>◇ 定員 10名</p> <p>③保育所等訪問支援事業 児童が通う保育園や学校等にスタッフが訪問し、児童に直接支援をしたり、保育士等に専門的な支援方法を伝える間接支援を行う。</p> <p>◇ 対象児 発達が気になる子、障がいのある子</p> <p>◇ 営業日 月曜日～金曜日</p> <p>◇ 休日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3</p> <p>◇ 営業時間 8：30～17：30</p> <p>◇ サービス提供時間 9：00～15：00</p> <p>④障害児相談支援事業 障がい児等が自立した日常生活を送ることができるように障がい児等の心身の状況等に応じて、適切な福祉サービスを利用できるように相談及び支援を行う。</p> <p>◇ 対象児 発達が気になる子、障がいのある子</p> <p>◇ 対象地域 白鷹町及び近隣市町</p> <p>◇ 営業日 月曜日～金曜日</p> <p>◇ 休日 国民の休日、8/13～16、12/29～1/3</p> <p>◇ 営業時間 9：00～17：30</p> <p>◇ サービス提供時間 9：00～17：00</p>
<p>(6)障がい児等ネットワーク事業 (町委託事業)</p>	<p>障がいのあるお子さんや、発達が気になるお子さんとそのご家族の生活を支えるため、保護者同士で交流できる場を提供し、子育て支援の充実を図る。</p>

9. 調査研究・広報活動

項目	内容
(1)小地域福祉ネットワーク活動の支援 新規	地域が抱える福祉課題を確認し、新たな地域のサービス立ち上げに向けた活動を支援する。
(2)広報活動	社協活動の理解促進と地域福祉活動、社会福祉サービスの周知を行い、地域福祉の意識高揚に努める。 ◇ 機関紙「ふれあい」の発行 年3~4回 全戸配布 ◇ ホームページによる広報の充実 ◇ フェイスブックによる情報の提供

10. 共同募金運動への協力

項目	内容
(1)委員会の開催	○ 運営委員会 業務執行に関する議決機関 ○ 審査委員会 助成の審査決定機関
(2)赤い羽根共同募金運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 10月~12月 ◇ 募金額 1戸 600円 ◇ 広報 10月 全戸配布 ◇ 使途方法 社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動等
(3)歳末たすけあい運動	福祉推進員の協力により募金運動を行う。 ◇ 実施時期 12月 ◇ 募金目標額 1戸 300円 ◇ 広報 10月全戸配布 ◇ 使途 支援を必要とする世帯や高齢者への友愛訪問活動、地域福祉活動等

11. 福祉団体活動支援

項目	内容
(1)民生委員児童委員協議会	地域住民の身近な相談者として、地域福祉活動を行う委員の活動を支援する。 ◆ 民生委員・児童委員 51名 ◆ 主任児童委員 3名 ◆ 地区民児協の開催 ◆ 研修会等の実施
(2)老人クラブ連合会	老人クラブ活動が活性化するような企画・運営に関係機関と協力し支援する。 ◆ 単位老人クラブ 2クラブ ◆ グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ体験交流等の実施 ◆ 研修会等の実施

(3)身体障がい者福祉協会	<p>身体障がい者(手帳所持者)への理解と、会員相互の親睦を図る活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 会員交流会の実施(レクリエーション等) ◆ 県福祉大会への参加 ◆ 県障がい者スポーツ大会への参加
(4)手をつなぐ育成会	<p>会員相互の連携、研修等を実施し、知的障がい者への理解への啓発活動や活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自立研修 ◆ 県知的しょうがい者福祉大会への参加
(5)遺族会	<p>戦没者遺族の相互扶助と福祉の増進を図るため、その活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 町戦没者追悼式への参列 ◆ 全国・県戦没者追悼式への参列 ◆ 県遺族大会への参加

12. 関係機関との連携

項目	内容
(1)西置賜地方福祉連絡会議	<p>西置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 担当：長井市 ◇ 会長会議(11月上旬) ◇ 事務局長会議(4月中旬、11月上旬) ◇ 担当者会議(4月中旬、2月下旬) ◇ 職員研究協議会(8月)
(2)置賜地方社会福祉協議会連絡会	<p>置賜地区社協と連携を図り、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 担当者会議(担当：南陽市) ◇ 役員研修(担当：小国町) ◇職員研修(担当：白鷹町) ◇ 老人クラブ連合会連絡協議会(担当：長井市)
(3)置賜ボランティアの輪連絡会議	<p>置賜3市5町のボランティア活動を推進するための事業に参画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 置賜ボランティアの輪連絡会議(担当：川西町)

